

## 岡崎市長賞交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市（以下「市」という。）の教育、芸術、文化、スポーツ、産業、福祉等の振興を図るため、団体又は個人が主催する各種大会等（以下「事業」という。）に対する岡崎市長賞（以下「市長賞」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象事業)

第2条 市長賞は、次の各号のいずれかに該当する事業に交付する。

- (1) 岡崎市内で開催され、広く市民を対象として行う事業
- (2) 前号のほか、特に市が必要であると認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、市長賞の交付は行わないものとする。

- (1) 公序良俗に反する事業又はそのおそれがある事業
- (2) 営利又は商業宣伝を目的とする事業
- (3) 政治活動に関する事業
- (4) 宗教活動に関する事業
- (5) 岡崎市暴力団排除条例（平成23年12月1日条例第31号）第2条第1項に規定する暴力団と関係がある事業又はそのおそれのある事業
- (6) その他市長賞を交付することが適当でない事業

### (交付内容)

第3条 市長賞の交付内容は、次に掲げるとおりとし、第1号及び第2号に掲げるものを合わせて交付することができる。

- (1) 賞状
- (2) トロフィー等の副賞

2 一会計年度における同一の主催者の事業に対する副賞の交付は、年3本までとする。ただし、市内の学区が主催者となる事業については、年5本までとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める事業については、副賞を交付することができる。

### (申請手続)

第4条 市長賞の交付を受けようとする者は、当該事業開催日の30日前までに岡崎市長賞交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に事業の概要を示す資料を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

### (交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書等を審査し、適当と認めた場合は、市長賞を交付するものとする。

(事業の中止)

第6条 市長賞の交付の決定を受けた事業を中止するときは、速やかに事業中止報告書(様式第2号)を提出するとともに賞状及び副賞を返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、市長賞の交付を決定した後であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、その交付決定を取り消すものとする。この場合において、交付決定を取り消された者は、速やかに賞状及び副賞を返還しなければならない。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が判明したとき。
- (2) 正当な理由がなく、申請内容と異なる事業を実施したとき。
- (3) 第2条第2項各号の規定に該当することが判明したとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。